

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月及び同年3月

申立期間の定額保険料が昭和61年2月以降に現金で納められているとのことだが、私は、第3号被保険者になるまで口座引落としにしていたので、付加保険料のみを納めないということは考えられない。申立期間の付加保険料についても納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月に国民年金に加入してから61年4月に第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、付加保険料を含めた国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、第3号被保険者になるまで保険料を口座引落としにしていたと申し立てているところ、事実、市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の口座開始欄には昭和58年10月と記載されているが、口座廃止欄には年月の記載が無いことから、申立期間についても引き続き口座振替が行われていたと考えられる。

さらに、市の国民年金被保険者名簿（電算）においては、申立期間のうち、昭和61年2月分は、定額保険料及び付加保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、定額保険料のみ納付済みとなっているなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

昭和36年ころ職場を退職した時、厚生年金保険加入期間だけでは年金がもらえなくなると思い国民年金に加入し、主として、町内集金によって保険料を納付してきた。妻に保険料の未納期間があることが判った時も、特例納付を勧めた。

その私が自分の保険料を未納のままにしておくはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に未納が無い。

また、申立人は、社会保険庁の記録により、昭和50年12月27日に、36年12月から38年3月までの期間、39年1月から同年3月までの期間及び42年4月から46年3月までの期間の計67か月分の国民年金保険料を第2回特例納付により納付した上、46年4月から50年3月までの期間の保険料を追納したことが確認できるとともに、申立期間直後の51年1月から同年3月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間直後の昭和51年1月から同年3月までの期間については、市の国民年金被保険者名簿の納付記録により、平成20年5月1日に未納から納付済みに訂正されていることから、申立人は、昭和50年12月前後の時期においては、それまで未納であった自身の保険料について、強い納付意識を持っていたことがうかがえる。

加えて、申立人が、特例納付または追納により保険料を一括して納付した時点では、申立期間は現年度納付が可能であり、保険料納付について、強い納付

意識を持っていた申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日を昭和20年4月4日、資格喪失日を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から同年9月1日まで

戦時中の昭和18年及び19年の2年間（農閑期である11月から翌年の2月末まで）を、学徒動員としてA社に勤労働員され、それがそのまま延長されたように昭和20年4月に同社に就職し、C工場に旋盤工として配属された。しかし、C工場は軍需工場だったため、8月15日の敗戦により閉鎖され、8月をもって退職した。通知されてきた厚生年金保険の資格期間を見て、A社の勤務期間が抜けていることに納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同級生で、申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる者の証言から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、申立人が卒業したD尋常高等学校の卒業名簿（昭和20年3月26日修了児童（男子）高等科）には、申立人のほか、5人の卒業生がA社に就職した旨の記載があり、同社B支社の被保険者名簿により、その5人すべてが厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A社B支社の被保険者名簿において、昭和20年4月4日に、上記の申立人の同級生5人を含む約370人が一斉に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

以上のことを総合的に判断すると、申立人は、昭和 20 年 4 月 4 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同級生 5 人に係る申立期間における社会保険事務所の記録から、20 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に行われるべき事業主による被保険者資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から38年2月まで

父親から生前、昭和36年5月ころに私の国民年金加入手続をA町役場で行い、当時同居していた両親、兄夫婦及び妹の分と一緒に同年5月から38年2月までの国民年金保険料を自治会の区長に現金で納付していたことを聞いていた。平成19年にも父親に確認したので、国民年金に未加入というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、加入手続や保険料の納付を行ったとする父親は既に他界しているため、国民年金の加入状況や納付状況が不明である。

また、昭和36年5月から38年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月1日を資格取得日として44年ころに払い出されており、申立期間は未加入期間とされているため、保険料を納付できなかったものと推認される上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの期間及び47年6月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月から47年3月まで
② 昭和47年6月から51年12月まで

国民年金保険料納付記録を確認したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できないとの回答をもらった。昭和53年に姉と二人で美容室を開業したころに、市役所の職員が店に来て、国民年金保険料を分割でも良いのでさかのぼって支払うように言われた。店の経理を担当していた姉に、国民年金加入手続と保険料の納付を行ってもらった。姉の記憶では6,800円から8,000円くらいを2か月に1回、支払っていたはずで、当時は保険料を納めないと、罰になるような時代だったので、未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月30日に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付できないとともに、申立人には54年以前に国民年金に加入した記憶はなく、氏名検索によっても別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、申立人は未納分の保険料をさかのぼって2か月に1回（1回当たり6,800円から8,000円）納付したとしているが、納付回数、納付期間、納付総額についての申立人の記憶は曖昧であり、事実、社会保険事務所の記録により、昭和52年1月から53年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できるものの、特例納付を行った記録もないことから、申立人が納付したのは、過年度保険料のみであった可能性も否定できない。

さらに、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月15日から33年3月25日まで

私は、申立期間以前に勤務していた事業所における昭和25年3月から27年6月までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した。

しかし、申立期間の脱退手当金は受給していないのに、社会保険庁の記録では、双方の期間の脱退手当金が一緒に支給されているとのことであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、同期間の脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後において、申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に申立人が勤務していたA社の元従業員二人からは、申立期間当時、事業所により代理請求が行われていたとの証言が得られたにもかかわらず、申立人が申立期間以前に勤務し脱退手当金を受給したとしているB社C工場の元従業員からは、同社による代理請求が行われていたことをうかがわせる証言が得られなかった。また、B社C工場における健康保険証の整理番号

1 番から 480 番までの女性被保険者のうち、昭和 29 年 5 月より前に資格喪失した者のオンライン記録を確認したところ、喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給が行われている者は確認できない。加えて、脱退手当金の支給日である昭和 33 年 8 月 9 日は通算年金制度創設前である。これらのことから、申立人についても、A 社退職時に、申立期間とそれ以前の期間を併せた期間を支給対象として、同社による脱退手当金の代理請求が行われたものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 8 月 15 日から同年 9 月 1 日まで
(A会)
② 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 15 日まで
(B会)
③ 昭和 61 年 5 月 1 日から 63 年 5 月 6 日まで
(C社)

私は、D会で土木技師として働いていた。同会は、昭和 23 年 8 月 15 日に解散、翌 16 日にA会（後にB会に名称変更）として設立登記されたが、その際、机の移動等も無く、引き続き同じ場所で業務を続けていた。同会が解散した 30 年 3 月 15 日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については、その前後の期間はC社における厚生年金保険の加入記録があるのに、申立期間③の記録が抜け落ちている。私は同事業所の代表取締役であり、その当時、同事業所には自分一人しかいなかったもので、誰がそのような手続を行ったのか不思議である。申立期間③においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、その前後の申立人に係る社会保険庁の記録、引き続き勤務していたとする申立人の主張及びA会に係る閉鎖登記簿謄本の内容から、申立人が申立期間①当時も同会に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A会は、昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は同会が適用事業所で

はなかった期間である。

また、当時の同僚からは高齢、死亡等のため聴取することはできず、同会の後継事業所であるE会は、当時の資料は移転、火災等により現存していないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、A会の設立時から解散日の昭和30年3月15日まで継続して勤務していたとしているが、同会の後継事業所であるE会からは、D会からE会へ身分が引き継がれた職員名簿に申立人の記載が無いことから、身分は引き継がれておらず、勤務実態は不明」との回答がある。

また、申立期間②当時の同僚からは、ほとんどが高齢、死亡等のため証言を得ることができない状況にあり、事情聴取できた二人の同僚からも、申立人の勤務実態に係る証言を得ることはできなかったことから、申立人の主張以外に申立期間②の勤務事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人には、申立期間②のうち、昭和28年7月1日から29年12月1日までの期間については、F社G支店における厚生年金保険加入記録が存在しており、当該期間に同社に在籍していた者4人に照会したところ、二人は、申立人は確かに同社に在籍していたと証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は当時、C社には自分一人しか在籍していなかったと主張しているが、同社に係る社会保険庁の記録を見ると、申立人以外に厚生年金保険被保険者一人の存在が確認でき、同人の証言により、申立人が申立期間③当時も同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間③については、政府管掌健康保険を任意継続している記録が存在していることから、同社においては厚生年金保険に加入していなかったものと推認でき、事実、上記の元社員は、申立人について政府管掌健康保険の任意継続への切替を行ったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人は、すべての申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料

を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 15 日まで

昭和 36 年 10 月 1 日付けで、男性 2 人、女性 11 人が A 社 B 工場（現在は、C 社）に採用された。ところが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が男性 1 人のみ同日となっており、私を含めた他の者は 37 年 2 月 15 日になっている。なぜ、そのような取扱いになったのか不思議であり、納得がいかない。

昭和 37 年 1 月に会社の工場長以下上司の方々が、会議室で成人祝いをしてくれた時の写真がある。1 月の成人祝いをしてきているのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 2 月 15 日というのは矛盾すると思う。

第3 委員会の判断の理由

C 社保管の社員台帳において申立人が A 社に入社したのは昭和 36 年 11 月 11 日（同僚 5 人と同日）と記録されていること、及び申立人の元同僚からの「申立人とは昭和 36 年 11 月入社同期だった。」との回答から、申立人が申立期間の一部について同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 社保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における申立人の資格取得日は、昭和 37 年 2 月 15 日となっており、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、同社保管の社員台帳において申立人と同日に入社したことが確認できる元同僚の資格取得日も同日となっていることが確認できる。

また、二人の元同僚から「見習期間（3 か月間）は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」との証言があり、A 社では、入社当初から厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人が同時期に入社したとする元同僚で唯一厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 36 年 10 月 1 日であるとする者について、申立人と同日入社した元同僚は、「自分たちが入社する前の同社の設立準備期間当時から働いていた。」と証言しており、当該元同僚は厚生年金保険被保険者資格取得日以前から勤務していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、A社のB営業所に、昭和 41 年 3 月 22 日に入社してから 44 年 1 月 14 日に退社するまで継続して勤めていた。勤務期間に空白は無いはずなので、申立期間についても厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍証明書及びA社の回答から、申立人が申立期間において、A社のB営業所又は同営業所内に設立されたC社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険料をA社又はC社のいずれかの事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和 41 年 8 月 1 日にA社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日にC社で資格取得している。一方、C社は、昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用されており、申立人も同日に資格取得しているが、申立人に係るこれらの厚生年金保険被保険者期間が相違している事実を確認できる資料は無く、申立期間については雇用保険の加入記録も存在しない。

さらに、A社から提出された社会保険番号払出簿をみると、申立人とほぼ同時期に申立人のほか3人がC社に異動していることが確認できるが、3人とも昭和 41 年 12 月 1 日にC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の期間については、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。